

平成 25 年度 税制大綱の主要ポイント

(税理士法人ゴーイング 税理士 山口 久行)

「中小企業の励みになる改正」

1 月 29 日閣議決定された中から中小企業に特に影響の大きい改正事項を抜粋したものです。(25 年 4 月開始事業年度から適用)

- 1 交際費が年間 800 万円までは全額損金算入可能に
...年間交際費が 400 万円のケースで 16 万円位、600 万円のケースで 24 万円、800 万円のケースでは 104 万円前後の減税効果。
- 2 商業・サービス業の減税...店舗改修等を支援(事前指導条件付)
商業・サービス業における店舗改修による 1 台 30 万円以上の備品や 1 台 60 万円以上の建物付属設備に対する取得価格の 30%特別控除又は 7%の税額控除
- 3 国内への生産設備投資に対する減税の創設
近代化を進めるための税制支援策で特別償却を取得価額の 30%(または税額控除 3%)
- 4 雇用促進税制の控除額を 20 万円から 40 万円に拡充
労働基準監督署等へ雇用計画の提出要
- 5 給与支払総額が前期比 5%以上増加した場合の増加額の 10%を税額控除
- 6 事業承継税制が使いやすく大きく条件緩和されました
雇用の 8 割維持、先代経営者の贈与時の役員退任、相続人後継者の限定、がそれぞれ緩和され 8 割維持は 5 年間の平均 8 割に、役員退任は代表職退任で平役員残留は OK に、親族外承継も対象になりました。
また、万が一に認定取り消しになった場合でも延納・物納も対象となり利子税も

大幅に引き下げられ、リスクが軽減されました。

経済産業大臣の事前確認申請が不要になるなど簡素化もされています。

「相続税・贈与税のポイント」

- 1 基礎控除等の引下げで相続税の納税義務者が大きく増加します
基礎控除 5000 万円が 3000 万円に、法定相続人 1 人の控除額 1000 万円が 600 万円に
- 2 小規模宅地の評価減を拡充し住居と事業用の宅地に配慮した大きな減税
居住用住宅用地 240 m²が 330 m²に事業用宅地 400 m²はそのままですが現行では居住用と事業用の合計で 400 m²上限でしたが改正では両方の宅地を完全に併用でき、最大 730 m²まで評価減が可能になりました。
- 3 子や孫への教育資金の一括贈与の非課税...1500 万円まで
金融機関に子や孫名義の口座を開設し口座入金する。その後の用途は金融機関が領収書等をチェックし金融機関が書類を保管する。

「住宅ローン減税のポイント」

- 1 所得税額控除の上限が 20 万円から 40 万円に引き上げられました...平成 26 年 4 月 1 日取得分から適用。

「利子税・延滞税が引下げ」

- 1 利子税は 4.3%から貸出約定平均金利 + 1%(現状では 2%となります)
- 2 延滞税(本則)14.6%から 9.3%へ...現状の特例延滞税は 4.3%
- 3 延滞税(特例)4.3%から 3.0%へ

大綱発表の直後であり、詳細不明も若干含みます。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp

